同　藤村　修
内閣府特命担当大臣岡田克也海外出張不在中内閣府特命担当大臣（行政刷新担当）事務代理を命ずる
○経済産業大臣臨時代理解職
同　細野　豪志
環境大臣細野豪志海外出張出発につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○経済産業大臣臨時代理解職
同　藤村　修
経済産業大臣枝野幸男帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○環境大臣臨時代理解職
同　藤村　修
経済産業大臣枝野幸男帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　小宮山洋子
内閣府特命担当大臣古川元久帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当及び科学技術政策担当）事務代理を免ずる
同　藤村　修
内閣府特命担当大臣枝野幸男帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力行政担当）事務代理を免ずる
同　細野　豪志
内閣府特命担当大臣細野豪志海外出張出発につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる
同　藤村　修
内閣府特命担当大臣枝野幸男帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる（以上五月三日）
○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　小宮山洋子
文部科学大臣平野博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○総務大臣臨時代理解職
同　小川　敏夫
総務大臣川端達夫帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　小川　敏夫
内閣府特命担当大臣川端達夫帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当及び地域主権推進担当）事務代理を免ずる（以上五月四日）
○財務大臣臨時代理解職
国務大臣　鹿野　道彦
財務大臣安住淳帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　松原　仁
内閣府特命担当大臣自見庄三郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上五月五日）
○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　小宮山洋子
文部科学大臣平野博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○環境大臣臨時代理解職
同　枝野　幸男
環境大臣細野豪志帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　枝野　幸男
内閣府特命担当大臣細野豪志帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力行政担当）事務代理を免ずる
同　藤村　修
内閣府特命担当大臣岡田克也帰朝につき内閣府特命担当大臣（行政刷新担当）事務代理を免ずる（以上五月六日）
○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　藤村　修
外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（五月七日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　塚越　保祐
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（四月二十五日）
（大臣官房審議官）財務事務官　塚越　保祐
関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる
（福岡財務支局理財部次長）同　廣松　正治
福岡財務支局局付を命ずる（以上五月二日）

皇室事項

行幸啓御日程
天皇皇后両陛下の宮城県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。
第一日　五月十二日
皇居（正門）御出門
東京駅御発
仙台駅御着
宮城県庁
お泊所　仙台ロイヤルパークホテル
第二日　五月十三日
仙台市七郷市民センター
仙台市荒井小学校用地仮設住宅
仙台ロイヤルパークホテル
仙台国際センター
仙台駅御発
東京駅御着
還幸啓

行幸啓
天皇皇后両陛下は、五月二日午後五時五十分御出門、特別展「ＫＯＲＩＮ展―国宝燕子花図とメトロポリタン美術館所蔵八橋図―」を御覧のため、根津美術館（港区）へ行幸啓、同六時五十七分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、五月四日午後二時四十五分御出門、第四十回記念日本車椅子バスケットボール選手権大会を御覧のため、東京体育館（渋谷区）へ行幸啓、同四時四十二分還幸啓になった。

御見舞電報及び御答電
天皇陛下の御手術のための御入院に際し、次の外国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。
タイ国国王陛下
ロシア国大統領閣下
ネパール国大統領閣下
ベルギー国国王王妃両陛下
カタール国首長殿下
トルコ国大統領閣下
ポルトガル国大統領閣下
ブータン国国王陛下
モロッコ国国王陛下
ブルネイ国国王陛下
モルディブ国大統領閣下
ガボン国大統領閣下
スペイン国国王王妃両陛下
チリ国大統領閣下
アフガニスタン国大統領閣下
イスラエル国大統領閣下
イタリア国大統領閣下
フランス国大統領閣下
アルジェリア国大統領閣下
コスタリカ国大統領閣下
ルクセンブルク国大公殿下
ボツワナ国大統領閣下
アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下
モンゴル国大統領閣下
ガーナ国大統領閣下
ボスニア・ヘルツェゴビナ国大統領評議会議長閣下
フィリピン国大統領閣下
サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王
アメリカ合衆国大統領閣下
マレーシア国国王陛下
ヨルダン国国王陛下

御祝電
天皇陛下は、ロシア国大統領ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン閣下の大統領就任につき、五月七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第１項の規定に基づく技術上の指針に関する公示
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第１項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針を次のとおり公表する。
平成24年５月９日
厚生労働大臣　小宮山洋子
１　名称　建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針
２　趣旨　この指針は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第６条等の規定による石綿含有建材の除去作業等の適切かつ有効な実施を図るため、当該作業及び事前調査での措置等に関する留意事項を定めたものである。
３　適用日　公示の日
４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。